



平成28年7月26日

各 位

会 社 名 CYBERDYNE株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山海 嘉之  
(コード: 7779 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役コーポレート  
部 門 責 任 者 宇賀 伸二  
(電 話: 029-869-9981)

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成28年7月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.024%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### II. 新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の総数

509 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 50,900 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルートラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,355円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成29年7月1日から平成33年8月24日までとする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 29 年 3 月期または平成 30 年 3 月期において、下記(a)及び(b)に掲げる条件を満たしている場合に限り、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日が属する月の翌月 1 日から行使することができる。

(a) 売上高が 3,000 百万円を超過すること

(b) 経常利益が黒字化すること

なお、上記における売上高及び経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人の内 1 名が、当該新株予約権者の保有する新株予約権の全部を承継した場合（以下、当該相続人を「権利承継者」という。）に限り、権利承継者は本新株予約権を行使することができる。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑤ その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 8 月 25 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年8月25日

9. 申込期日

平成28年8月5日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	7名	61個
当社監査役	3名	20個
当社従業員	115名	389個
当社子会社従業員	22名	39個

III. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の代表取締役社長である山海嘉之氏に割当てられるため、支配株主との取引等に該当しております。

当社が平成28年7月26日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりであり、本新株予約権の発行は、この指針に基づいて決定しております。

「当社と支配株主との取引は、外部の専門家の意見や市場価格を勘案した一般的な取引と同様の条件とすることを基本方針とし、取引の必要性や当該条件が法令上問題ないこと等を社外監査役による監査役監査（監査役3名のう

ち3名が社外監査役、うち1名が常勤監査役)にてモニタリングするとともに、社外取締役も参加する取締役会(取締役7名のうち3名が社外取締役)で十分に審議し、決議においては支配株主も含む利害関係者が参加しないことで、少数株主の保護に努めております。

なお、支配株主である山海嘉之は、国立大学法人筑波大学の教授職及び内閣府の革新的研究開発推進プログラム(以下「ImPACT」)のプログラム・マネジャー(以下「PM」)を兼務しており、当該兼務に伴う代表取締役社長、大学教授及びImPACTのPMを兼ねていることによる当社グループと国立大学法人筑波大学及び内閣府のImPACTの実施機関である国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」)との間における利益相反を防止する観点から、同大学及びJSTとの取引や共同研究契約の締結など利益相反に係る意思決定は全て取締役会決議を行っており、国立大学法人筑波大学との取引に関する決議に際しては、山海嘉之を含む同大学関係者を除いた取締役5名(うち社外取締役3名)で、JSTとの取引に関する決議に際しては、JST関係者である山海嘉之を除いた取締役6名(うち社外取締役3名)によって意思決定を行うことにより、利益相反を防止する体制を構築しております。」

## 2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであり、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

なお、利益相反回避のため、支配株主である代表取締役社長の山海嘉之氏は、自らを対象とする本新株予約権発行の審議及び決議には参加しておりません。

## 3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本日開催の当社取締役会にて、本新株予約権の発行の決議事項について内容および条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、平成28年7月26日に、支配株主と利害関係のない社外取締役(独立役員)である吉田和正氏及び社外監査役(独立役員)である岡村憲一郎氏が、代表取締役社長山海嘉之に対する本件新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当しますが、下記理由から少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を表明しております。

- (1) 支配株主であり代表取締役である山海嘉之氏の職責が当社の業績の向上にあることは明らかであること
- (2) 本件新株予約権の付与が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として発行されるものであること
- (3) 本件新株予約権の発行による株式価値の希薄化に与える影響は極めて限定的であり、むしろ同新株予約権行使後の支配株主である山海嘉之氏の持株比率が低下することになること
- (4) 本件新株予約権の発行価額は、第三者評価機関であるブルータス・コンサルティングが一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき決定されていることから、価格の公正さが確保されていることが認められること
- (5) 本件新株予約権の発行は、当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大につながるものであること

以上